

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

一宮町長

市町村名 (市町村コード)	一宮町 (12421)
地域名 (地域内農業集落名)	東部地区 (釣・枇杷畑・権現前・大村・岩切・新熊・矢畑・原・稲荷塚・8区・11～15区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月23日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

東部地区の現状については、認定新規就農者を含め、51経営体が認定農業者になっており、中心の作物は水稻で、ガラス温室やパイプハウス等によるトマト・メロンの栽培も行われている。地区内の西側には梨のほ場も多数存在している。一宮町内の4地区の中でも最も大きく、多種多様な作付が行われている地区である。
田については、大規模経営体への集約化が年々進んでいる一方、高齢等の理由で離農する経営体も年々増加している現状である。
施設野菜については、長生ブランドとして、トマト・メロンともに多くの経営体がいるが、後継者がいない経営体が大半を占めるため、大きな課題となっている。
畑については、近年新規就農者によるネギの作付けが盛んで、耕作放棄地の発生防止と解消に繋がっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

稲作については、引き続き水稻の大規模経営体への農地の集積を進めると共に、大規模経営体同士の農地交換も積極的に行い、農地耕作条件改善事業等を活用し、効率の良い農業経営を図る。
施設野菜については、輝け千葉の園芸等の補助事業を活用し、ハウスの修繕や農業用機械の購入を行い、産地の維持を行っていきと共に、新規就農者等の新たな担い手の育成・支援を拡充していく。
畑については、引き続き新規就農者を中心とした、ネギ等の露地野菜の作付を行い、各経営体が経営規模を拡大することで、更なる耕作放棄地の解消を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	227 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	227 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地を重点的な農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備や農業用水路等の改修については、地元農家組合や土地改良区等の関係機関と協議をしながら検討を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県や長生農業独立支援センター(JA)と連携し、新規就農者等の担い手確保・育成のための支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稲については、長生農業協同組合等の関係機関と連携し、農作業の効率化を図るため、刈取や乾燥等の一部作業を大規模農家へ委託をする等、小規模・中規模農家の現状把握や調整に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣被害状況について、アンケートを実施し、被害状況を確認し、対策について検討を行っていく。
- ②環境保全型直接支払交付金やちばエコ認定等の国・県の制度を活用し、担い手の支援を行っていく。
- ③自動操舵機械やドローン等のスマート農業を普及し、効率化を図ることで、農業経営の生産性向上を目指していく。
- ④地域の実情を踏まえ、水田の畑地化や販路拡大として輸出に向けた産地形成を推進していく。
- ⑤果樹については、輝け！ちばの園芸等の補助金を活用し、乗用草刈機や防除機等の機械の新規購入や更新を行い、効率的な農業経営を目指す。
- ⑦多面的機能直接支払交付金等の事業を活用し、農地や水路等の維持管理を地域一体となって取り組むよう努める。
- ⑧施設野菜等の農業用ハウスについても、輝け！ちばの園芸等の補助金を活用し、定期的な修繕を行い、継続的な農業経営を支援していく。
- ⑨かずさ有機センターの堆肥の利用等を行い、地域としての循環型農業を推進していく。